

令和7年度渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するため、赤ちゃんの駅として登録し、又は登録しようとする施設を管理する者に対し、予算の範囲内において、費用の一部を補助します。
内容	<p>補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、赤ちゃんの駅として登録し、又は登録しようとする施設において、以下の設備を新設又は増設する事業とします。ただし、過去に渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金の交付を受けた施設は補助の対象とはなりません。</p> <p>(1) おむつの交換をするための設備 (2) 授乳をするための設備</p>
補助対象者	<p>補助の対象となる者は（以下「補助対象者」という。）、赤ちゃんの駅として登録し、又は登録しようとする施設を管理する者とし、次に掲げる条件を満たすものとします。</p> <p>(1) 民間事業者（認可保育所を運営する事業者を除く。）であること。 (2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。 (3) 市税を滞納していないこと。</p>
補助対象経費	<p>補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した次に掲げる備品の購入費及び据え付け工事費とします。</p> <p>(1) おむつ交換台 (2) ベビーベッド (3) トイレ用ベビーチェア (4) 授乳用の椅子 (5) 調乳用給湯機器 (6) カーテン (7) パーテーション (8) その他市長が必要と認める備品</p>
交付金額	<p>補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入（借入金を除く。）を控除した額と補助限度額100,000円とを比較していずれか少ない方の額とします。</p> <p>上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>

	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、100,000円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付条件	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる条件を遵守しなければなりません。 (1) 当該年度の末までに補助対象事業を完了させること。 (2) 補助対象事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められたときは、これに応じること。 (3) 渋川市補助金等交付規則を遵守すること。
	交付申請の方法、 時期等	補助対象事業に着手する14日前までに、こども政策課へ書面の提出、郵送又はメールにて申請してください。 渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金事業計画書(様式第2号) (2) 渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金収支予算書(様式第3号) (3) 購入予定の備品費及び据え付け工事費の見積書 (4) 購入予定の備品等が記載されているカタログ等の写し (5) 着手前の写真 (6) その他市長が必要と認める書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期 等	申請のあった日から14日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知します。
	変更交付申請の 方法、時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
	変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により通知します。
	実績報告の方法、 時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金事業完了実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) 渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付決定通知書の写し

	<p>(2) 渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金収支決算書(様式第8号)</p> <p>(3) 備品の購入費及び据え付け工事費の領収書の写し</p> <p>(4) 完了後の写真</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金確定通知書(様式第9号)により交付すべき補助金の額を確定します。</p> <p>なお、補助金の交付は精算払とします。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付請求書(様式第10号)に渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金確定通知書を添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金事業計画書(様式第2号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金収支予算書(様式第3号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金変更交付申請書(様式第5号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金事業完了実績報告書(様式第7号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金収支決算書(様式第8号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金確定通知書(様式第9号)</p> <p>渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付請求書(様式第10号)</p>
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>

取扱担当課	渋川市役所こども政策課（本庁舎） 電話 0279-22-1880（直通） 0279-22-2111（内線1243） メールアドレス syoushikataisaku@city.shibukawa.gunma.jp
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------